

県南地区におけるながさきモデルの「食の賑わい」創出に向けた実証等業務委託 仕様書（案）

業務の名称

県南地区におけるながさきモデルの「食の賑わい」創出に向けた実証等業務委託

業務の目的

長崎県では、令和6年3月に『新しい長崎県づくりのビジョン「未来大国」～みんなで大きな夢を描こう～』を策定し、重点的に注力する分野のひとつに「食」を位置づけた。その上で、令和6年度は、その「食」分野における施策案である「5 県内食材の特徴・特色を感じられるグルメ・売場・食事処の創出」(以下「食の賑わいの場」という。)に向けた可能性等調査を実施したところである。

(参考；新しい長崎県づくりのビジョン | 長崎県 (pref.nagasaki.jp))

当該調査の結果、本県ならではの「食の賑わいの場」は、単に「県産品が買える」「県産食材を使った料理を味わえる」だけの場ではなく、「食べる」「買う」などあらゆる食体験を通じて、県民や観光客が本県の多様な食文化（地域や食材の価値、生産者の思いやこだわり など）を体験できる場であるとともに、食に携わる人々がつながる場であるべきと結論付けられた。また、同調査において、本県ならではの「食の賑わいの場」の創出候補地である県南地区（長崎市中心部）における創出の方向性として、「（長崎市中心部は）狭い範囲の中でハード・ソフト複数の食の賑わいの動きがある一方、本県の食の魅力の多くが県民や観光客に届いていないなどの現状があるため、特定の施設や場を作り上げるよりも、まずは、エリア全体で連携して、さらなる食の賑わいの創出とブランドイメージの構築を進めていくことが必要」との示唆も得たところである。（添付「事業の目的・方向性」資料1を参照）

本業務は、昨年度の調査結果を踏まえ、将来的には県南地区（長崎市中心部）を県民・観光客双方で賑わう「食の賑わいの場（エリア）」とすることを見据えつつ、まずは「県民」や「県内の食に関わる事業者」（以下、「県民等」という。）に対して、戦略的に知る機会を創出することにより、認知、興味・関心の喚起（シビックプライドの醸成）や行動変容を促すことを目的として、実証的に企画等を実施するものである。（添付「事業の目的・方向性」資料2を参照）

業務の概要（実施方針）

を踏まえ、まずは「県民等」の認知や興味・関心の喚起（シビックプライドの醸成）行動変容を促すための企画等を実施する。

具体的には、「県民等」の中には「長崎の「食」の価値に気づいていない（県民にとっては当たり前になっている）」方が一定数いることを踏まえて、作り手（生産者や料理人等）と食べ手（県民）のリアルなコミュニケーションにより、長崎の食の価値を知る（再認識する）企画等を実施することで興味・関心を喚起し、それら「県民等」が「長崎の「食」の価値を知って・気づいて自慢に思い、（将来的には）他者に対して、その価値を言語化して伝えるアクションを起こす」行動変容につなげていき、将来、「食の賑わいの場（エリア）」を主体的・能動的に盛り上げていく「県民等」の創出に繋げていく。（添付「事業の目的・方向性」資料3を参照）

想定している企画の項目等は下記のとおり。（詳細の業務内容は に記載）

【企画 01】県民等に長崎の食の価値を伝える”企画型”の食イベント（1日程度）

：単に「県産品が買える」「県産食材を使った料理を味わえる」だけの場ではなく、直接、作り手（生産者や料理人等）から学んで食べられる、県民向けの”企画型”食イベントの企画・運営

【企画 02】地域のプレイヤーが連携した新たな食の取組のプロモーション（約3週間）

本企画は別途、長崎市が実施している「長崎の旬の魚を活かした食と観光の魅力向上事業」における成果品（魚を活用した新メニュー等）の販売促進に関するプロモーション（主に情報発信）を本事業において行う。

【企画 03】長崎の食等（食材、食文化、施設、まちなみ等）×トップシェフ等による、特別企画（1回以上）

：将来的な「食の賑わいの場（エリア）」を創出するための学びやレガシーを得るため、県民等が気づかない長崎の食の価値や新たな可能性を示唆する、県内・外のトップシェフ等による特別企画（ポップアップレストラン等）

その他、上記企画（主に企画 ・ ）実施のために行う主な取組

- ・ 県と連携した県内事業者等との企画調整、出店調整 等
- ・ ランディングページの制作（行動変容の確認）
- ・ 県と連携した集客等を目的とした情報発信

業務の期間

契約日から令和8年3月27日（金）まで

予算額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。

1 総括的な企画の策定

- ・ 及び に記載の目的や目指す姿の実現に繋がる全体企画を設計すること。なお、本実証企画は、別添「事業の目的・方向性」資料 2 に示す中長期的な方向性をもって、県南地区の「食の賑わいの場（エリア）」を着実に実現していくため、実現可能性や実効性が見込まれ、継続的取組となるような企画を提案すること。提案に際しては、企画、実施内容、効果等を具体的に明記すること。
- ・ 「県民等」に認知されやすいような企画（イベント）名称やロゴ、キービジュアル等を必要に応じて設定すること。
提案段階では必ずしも設定する必要はないが、考え方については明記すること。
- ・ また、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、提出すること。

2 『企画 01（県民等に長崎の食の価値を伝える”企画型”の食イベント）』の企画・運営

単に「県産品が買える」「県産食材を使った料理を味わえる」だけのイベントではなく、直接、作り手（生産者や料理人等）から長崎の食の価値を学んで食べられる、「県民等」向け『企画型』イベントの企画・運営に係る業務は下記のとおりとする。

(1) 実施概要

実施期間：令和 8 年 2 月 28 日（土）～ 3 月 22 日（日）の間

実施回数：1 日以上

実施場所：企画提案による

県においても上記期間の特定の日程について、仮押さえを行っている会場等があるため、本プロポーザルへの参加資格があると認められる者に対し別途お知らせする。

実施時間：企画提案による（実際の実施時間は、受託者選定後、県との協議により決定）

(2) イベントの企画及び実施に関する業務

イベントの企画

- ・ 及び を踏まえ、イベント実施にあたってのテーマやコンセプト、実施する内容やブースイメージ、ブース数等を企画すること。
- ・ イベントを企画する際は、集客ターゲットを可能な限り明確にするとともに、集客目標をたてること。

- ・ イベントブースは、「飲食」はもちろんのこと、「販売」(ファーマーズマーケット等)「体験」等、「県民等」に本県の食の価値を伝える多様なブースを設けるよう努めること。なお、各々のブース数の割合については、企画の意図や会場のキャパにに応じて提案者において判断すること。

出店候補者の選定・調整

- ・ 出店候補者との企画・調整を行う体制を構築するとともに、県と連携のうえ、出店候補者に対して、直接、企画の提案や調整等を行うこと。
- ・ 出店者を公募により選定することも可とするが、その場合、県と協議のうえ、受託者において募集要領等の作成と周知等を行い、企画の趣旨を十分に理解いただいたうえで、出店いただくよう努めること。

出店支援

- ・ 出店者が滞りなく当日に出店できるよう、運営計画等に基づき、出店支援や助言等を行うこと。
- ・ 食のイベントであることを踏まえ、出店に係る保健所や消防署等への申請・届出等は遺漏のないよう対応すること。

イベントの実施

- ・ 長崎の食の魅力や価値が来場者に伝わるとともに、出店者と来場者がコミュニケーションを深められるような工夫や設えを施したイベントを実施すること。
- ・ 出店者ごとの食の魅力や価値が伝わるとともに、出店者と来場者のコミュニケーションを促進するツール(パネル等)は必ず制作・配置すること。なお、同ツールには(5) で制作するランディングページへの流入導線を確保すること。

集客・売上実績の報告

- ・ イベント終了後、速やかに集客・売上等を集計のうえ、県に報告すること。

アンケート等の実施

- ・ 来場者及び出店者に向けてのアンケート等を実施すること。なお、アンケート項目等は県と協議のうえ決定する。

(3) イベントの運営に関する業務

運営計画

- ・ イベントの準備及び当日の運営に係る適切な人員配置等を行うこと。
- ・ イベント当日の運営マニュアルを作成すること。
- ・ イベント保険に加入すること。

会場との調整

- ・ イベント実施にあたって、会場との連絡調整を滞りなく行うこと。

- ・ 県が仮押さえしている日程や会場で実施する場合、受託者選定後、受託者において本申込等必要な手続きを行うこと。
- ・ 県が仮押さえしている日程や会場以外での実施を提案する場合、提案者において利用可否や利用条件、使用料等の確認を行うこと。
- ・ 利用料等の精算を行うこと。(会場使用料その他実施に必要な付属設備や水道光熱費等の会場経費は見積に含めること。)

会場の設営・施工・撤去

- ・ 会場の設営や施工、撤去、美化清掃等を行うこと。(会場はそれに必要な時間等を借り上げること)
- ・ イベント実施に必要な物品や設備等の手配は受託者において行うこと。

3 『企画 02 (地域のプレイヤーが連携した新たな食の取組のプロモーション)』の企画・実施

別途、長崎市が「長崎の旬の魚を活かした食と観光の魅力向上事業(事業期間は1月中旬ごろまでの予定)」において実施している新メニュー開発等の成果品(魚を活用した新メニュー等)の販売促進のためのプロモーション(主に情報発信)に係る業務は下記のとおりとする。

なお、新メニュー等のテスト販売は、市事業の期間内において、参画している各個店(飲食店等)で実施するほか、取組の概要や各個店を紹介するランディングページ等については市事業において別途開設される予定である。そのため、本業務(予算)においては、販売の実施支援や個店紹介のランディングページ制作は行わず、集客・販促等のためのプロモーションのみを行うものとする。

(1) 実施概要(プロモーション)

実施期間：令和8年2月28日(土)～3月22日(日)の間

新メニュー等の提供場所：各個店(飲食店など)

実施内容：新メニュー等の集客・販促等に資する情報発信 等

(2) 集客・販促プロモーションに関する業務

- ・ (5) で制作するランディングページにおいて、市が別途制作するPRツール等を参考に取組の概要について掲載するとともに、市が別途制作するランディングページ等への流入導線を整備すること。
- ・ その他、予算の範囲内において、必要な集客・販促に資する情報発信等を行うこと。

上記の市事業の内容は現時点の予定であるため、実際の業務内容については、受託者選定後、市事業担当者及び県と協議のうえ決定する。

4 『03（長崎の食等×トップシェフ等による特別企画）』の企画・運営

将来的な「食の賑わいの場（エリア）」を創出するための新たな学びやレガシーを得ることを目的として、県民等が気づかない長崎の食の価値や新たな可能性を示唆する、県内・外のトップシェフ等による特別企画（ポップアップレストラン等）の企画・運営に係る業務は下記のとおりとする。

(1) 実施概要

実施期間：令和8年2月28日（土）～3月22日（日）の間

実施回数：1回以上

集客目標：企画提案による（実際の集客人数は、受託者選定後、県との協議により決定）

実施場所：企画提案による（実際の実施場所は、受託者選定後、県との協議により決定）

実施時間：企画提案による（実際の実施時間は、受託者選定後、県との協議により決定）

実施内容：企画提案による（実際の実施内容は、受託者選定後、県との協議により決定）

(2) イベントの企画及び実施に関する業務

イベントの企画

- ・ 及び を踏まえ、イベント実施にあたっての目的（どのような意図、狙いがあったてこのような企画を実施するのか）やテーマ、コンセプト、実施する内容等を企画すること。
- ・ イベントを企画する際は、集客ターゲットを可能な限り明確にするとともに、集客目標をたてること。

トップシェフ等の選定と調整

- ・ 本県の食材や風土等を活かして、将来的な「食の賑わいの場（エリア）」を創出するための学びやレガシーを示唆する企画等の実行能力がある、県内外のシェフ等をリストアップし、招聘候補者として提案すること。
- ・ 受託者選定後、リストアップを行った候補者の中から、県と協議のうえ、招聘するシェフ等を選定すること。

産地視察等の実施

- ・ 招聘するシェフ等について、産地視察等イベント実施までに必要な現場対応を行うこと。
- ・ なお、産地視察等を行うにあたっては、シェフ等の意向を踏まえ、県と協議のうえ、視察場所の選定、受入日程の調整等を行うこと。

必要に応じて、受入産地等に支払う謝礼を見積に計上しておくこと。

シェフ等から試作等に係る食材サンプルの提供等の依頼があった場合は、受託者において対応を行うこと。なお、対応にあたっての食材の買い取りや発送等に係る経費に関しても見積に計上しておくこと。

イベントの実施

- ・ イベントを通じて「県民等」が気づかない長崎の食の価値や新たな可能性を示唆するとともに、シェフ等と来場者がコミュニケーションを深められるような工夫や設えを施すこと。
- ・ イベント実施に当たっての参加者募集や料金の設定等は、県と協議のうえ、決定すること。
- ・ 必要に応じて、シェフ等と来場者のコミュニケーションを促進するツールを制作・配置すること。

アンケートの実施

- ・ 来場者に向けてのアンケート等を実施すること。なお、アンケート項目等は県と協議のうえ決定する。

(3) イベントの運営に関する業務

運営計画

- ・ イベントの準備及び当日の運営に係る適切な人員配置等を行うこと。

会場との調整

- ・ イベント実施にあたって、会場との連絡調整を滞りなく行うこと。
- ・ 会場については、提案者において会場の利用可否や利用条件、使用料等を確認のうえ、提案すること。

会場の設営・施工・撤去

- ・ 会場の設営や施工、撤去、美化・清掃等を行うこと。（会場はそれに必要な時間等を借り上げること）
- ・ イベント実施に必要な物品や設備等の手配は受託者において行うこと。
- ・ 利用料等の精算を行うこと。（会場使用料その他実施に必要な付属設備や水道光熱費等の会場経費は見積に含めること。）

5 広報

(1) ランディングページの制作

- ・ 本事業等の全企画の情報が集約されているランディングページを県の食の総合ポータルサイト「ながおし」の特設ページとして制作すること。（ランディングページの制作だけでなく、実装に係る経費まで見積に含めること。）
- ・ 「ながおし」の TOP ページから特設ページへ遷移させるためのバナーデザインを制作すること。

- ・ 本事業における各種イベントの概要や告知、出店事業者の紹介等、イベントの理解を深めるためのコンテンツをランディングページ内に構成すること。また、コンテンツ制作にあたっての素材及び映像撮影等は必要に応じて実施すること。
- ・ 出店事業者紹介の記事等から出店者が運営する WEB や SNS 等への流入を図るための遷移リンク等を設置すること。

受託者決定後、制作開始前に「ながおし」の運営を行う担当部署等を交え、制作に係る協議のうえ、制作を進行させること。イベント終了後のバナー設置場所よランディングページの扱いについては別途協議する。

「ながおし」のサーバーは県が管理する仮想化統合基盤上に構築している。なお、サーバーに関する情報については受託者決定後に開示する。

「ながおし」は WordPress にて構築しているサイトである。

(2) イベントの周知及び集客等のための広報物の制作

- ・ イベントの告知及び会場配布用のパンフレット（またはリーフレット）を必要部数制作すること。その他、提案者において必要と考える広告物等があれば制作すること。

(3) イベントの周知及び集客のための情報発信の実施

- ・ メディアや SNS 等を活用して、イベントの周知及び集客のために効果的な広告宣伝を展開すること。
- ・ 同時期に長崎市中心部等で実施・開催されている、本業務と親和性の高い食のイベントや企画等の情報について、県と連携のうえ可能な範囲で収集し、該当するイベント等があれば、県と協議のうえ、随時、ランディングページへの情報掲載等に努めること。

6 効果検証

- ・ 定量・定性双方から本業務における効果検証及び課題抽出を行い、次年度以降に向けた改善策や施策案について、業務完了報告の際に報告すること。
- ・ 2 については、出店者と来場者のコミュニケーションを促進する「ツール（パネル等）からランディングページ」、「ランディングページから出店者が運営する WEB や SNS 等」への流入は必ず測定すること。

7 業務実施体制の構築

- ・ 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- ・ 統括責任者は、業務執行に必要な人員を確実に手配・確保するとともに、効果的な業務実施のための体制を構築すること。また、契約締結後、速やかに県と協議のうえ、業務実施計画を策定・提出すること。

- ・ 本業務は出店候補者等への企画提案や調整など、現場での直接的な折衝が重要であることから、それらを考慮した実務担当者の配置や現場工数の確保に最大限努めること。
- ・ 2 及び 4 については、企画内容を踏まえ、過去に類似の業務経験がある実務担当者等、または、企画実施に必要な県内外の食に関わる事業者等とのネットワークを有する実務担当者等を配置することが望ましい。

8 その他

- ・ 2 及び 4 については、アーカイブ及び今後の PR 等に活用できる写真または動画を撮影すること。

成果品

(1) 提出書類及び成果品

業務完了報告書（県が指定する様式） 紙媒体 1 部

業務の実施状況がわかる報告書（任意様式） 紙媒体 1 部及び電子媒体 1 部

本業務における成果品（リーフレット等） 一式

アーカイブ及び PR 等用の写真または動画 データー式

(2) 提出期限 令和 8 年 3 月 27 日（金）

(3) 提出場所 長崎県農林部農産加工流通課

(4) 特記事項 本業務で得た成果品については、すべて長崎県に帰属するものとする。

その他

- (1) 受託者は、長崎県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により長崎県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (4) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ決定する。
- (5) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産（著作権法第 27 条及び 28 条を含む）については、すべて長崎県に帰属する。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととする。
- (6) 本事業実施にあたっては、必要に応じ関係者との連絡・調整を行うこと。なお、連絡・調整にあたっては、電子媒体等を最大限に活用することにより、経費削減に努めるものとする。
- (7) 事業内容の詳細については、受託者の決定後、双方の協議により変更することがある。

- (8) 本業務を進めるにあたっては、発注者が提供する資料を十分に念頭におきながら検討すること。
- (9) 個人情報の収集や利用、管理については、「長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号）」の趣旨を踏まえ、別紙 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (10) 受託者は本委託事業により知り得た一切の情報について、契約期間中のほか、契約期間終了後又は契約解除後においても、業務以外の目的に使用し、または県の事前の承諾なく第三者に開示してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
 - ア) 業務の遂行に必要な範囲で、受託者の再委託先に対して開示が必要な場合。
ただし、再委託先に対しては受託者と同等の守秘義務を課すものとする。
 - イ) 裁判所又は行政官庁から法令に基づき開示を求められた場合。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な取得）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第

三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（業務に従事している者への周知）

- 第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（管理・実施体制）

- 第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

（従事者等に対する教育）

- 第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

（特記事項の遵守状況の報告）

- 第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

（検査）

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

（事故報告）

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（派遣労働者の利用時の措置）

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（個人情報の取扱いに関する罰則）

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

（特定個人情報の取扱いに関する罰則）

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。